

# 清須市企業立地促進基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果

## 1 実施期間

令和4年1月6日（木）から2月4日（金）まで [30日間]

## 2 意見提出通数

提出通数		7通
提出方法	窓 口	2通
	投 函 箱	5通
	郵 送	0通
	ファクシミリ	0通
	電子メール	0通

## 3 意見総数

意見総数		7件
内 容	(1) 第1章 企業立地促進基本計画について	0件
	(2) 第2章 産業の現状と課題	0件
	(3) 第3章 アンケート調査結果	0件
	(4) 第4章 産業用地需要	0件
	(5) 第5章 地域の現状と課題	4件
	(6) 第6章 基本方針及び地区別ビジョン	0件
	(7) 第7章 推進方策について	1件
	(8) その他全般	2件

## 4 意見の内容とそれに対する市の対応

### (1) 第1章 企業立地促進基本計画について

番号	意見	意見に対する市の対応

### (2) 第2章 産業の現状と課題

番号	意見	意見に対する市の対応

### (3) 第3章 アンケート調査結果

番号	意見	意見に対する市の対応

## (4) 第 4 章 産業用地需要

番号	意見	意見に対する市の対応

## (5) 第 5 章 地域の現状と課題

番号	意見	意見に対する市の対応
1	<p>企業立地は上条土田地区の営農が困難になっている現状を解決する手段としては有効であると考え。しかし、近隣のあま市への物流施設（トラックターミナル）の複数の誘致により現状でも次の課題がでてくる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 造成にとまなうダンプの大量の通行により通常車両に支障をきたしている。</li> <li>2. 当地区に物流施設が集中すると大型トラックが駐車可能なコンビニなどの駐車場が使用不能になる時間帯が出てくる可能性がある。</li> <li>3. 上条土田地区内の道路はおおむね 6メートル以下であるため、10 トン以上の大型トラックは進入不可としていただきたい。</li> </ol> <p>物流施設誘致に伴うデメリットとその解決策について地元住民へ提示し不安をなくしていただきたい。</p>	<p>本基本計画の対象地区とする土田・上条地区（以下「土田・上条地区」という。）の造成工事を行う場合は、開発事業者に対し、ダンプ等工事車両による周辺住民への影響が最小限となるよう、通行ルートなどの調整をまいります。</p> <p>次に、土田・上条地区に立地する物流施設等の関係者が、周辺施設へ悪影響を及ぼさないよう要請をまいります。</p> <p>そして、土田・上条地区に立地する物流施設等の関係者の大型車両が、東側既存市街地へ流入しないような対策をとるよう調整をまいります。</p> <p>なお、物流施設立地に伴うデメリットとその解決策については、開発事業者からの計画提案に関して、土地所有者の同意が概ね得られた段階で、周辺住民、関係者と協議が進められるよう検討をまいります。</p>
2	<p>企業立地は上条土田地区の営農が困難になっている現状を解決する手段としては有効であると考え。しかし、当地区には次のような地域課題を認識いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活インフラ（ショッピングモール・ホームセンター・ドラッグストアなど）が不足していること。</li> <li>・車が不可欠であり高齢者でも運転免許証が手放せないこと。</li> </ul> <p>これらの地域課題の解決のためにはすべて工業系の誘致にするのではなくゾーニングにより徒歩圏内での商業施設の誘致も検討・促進していただきたい。</p>	<p>土田・上条地区の東側既存市街地は、近傍の新清洲駅周辺に大型店舗が立地しており、市域全体の店舗立地状況からみて、比較的利便性の高い地域であると認識しております。</p> <p>ご意見にあります地域課題の更なる解消に向けて検討をまいります。</p>
3	<p>土田上条地区について</p> <p>この地区は清須市内では最大のまとまった農地であり、食料自給の確保、地球温暖化防止、水害防止等のため、農地として継続すべきであります。長年にわたる自民党政府による農業切り捨て政策により、営農困難にされてきました。今回の企業立地を実施するにしても以下の点を充分考慮していただきたい。</p> <p>①水害対策</p>	<p>①に関して、日光川流域に位置する土田・上条地区は、都市計画法第 21 条の 2 の都市計画提案制度により、市街化区域に編入のうえ、大規模開発を見込んでいます。</p> <p>そこで、開発事業者には、市街化区域に編入を行う場合の基準における雨水流出抑制対策や湛水容量を考慮した事業の実施を要請し、必要な貯留量の確保に努めてまいります。</p>

<p>土田の区画整理後福田川が氾濫して土田 2 丁目上条側が浸水しました。土田区画整理の 10 倍以上（甚目寺側も含めると）の広大な農地を埋立てると、地球温暖化が急速に進行している現在、記録的な大雨の危険があり、雨量 80 mm/h 対応でも不十分だと思います。十分な容量の雨水貯留施設を設置するとともに、福田川下流の河川改修が必要だと思います。土地区画整理法では調整池は施工面積の 2% ですが 5% 以上にしたい。</p> <p>② 下水道の整備 企業からの排水については基本計画（案）には記載されていませんが、流域下水道に排水していただきたい。</p> <p>③ 企業（工場）から公害を絶対出さないように開発事業者や進出企業と事前に契約を交わしていただきたい。また事業内容についても施工前に契約を締結し住民に説明していただきたい。</p> <p>④ 緑地帯について 境界に緑地帯を設けるのは環境保全のため必要だと思いますが、幅員は 20m 以上にしたい、また企業内の緑地は減らすべきではありません。土地区画整理法では公園は施工面積の 3% ですが、都市公園として 5% 以上にしたい。（福田川緑地公園）災害時の避難場所にもなります。</p> <p>⑤ 公共用地の確保 名鉄新清洲駅に近くて広大な土地が周辺より安価に購入できる機会は今後ありません。今後多くの企業が誘致されれば人口も増え、税収も増えますので先行投資として公共用地を開発区域内に確保していただきたい。現在清洲小学校は 1,000 人を超す大変なマンモス校です。早急に土田に小学校を新設していただきたい。中学校も戦後、新設時春日村と清洲町が町村合併する話があり、土田・上条より最も遠い場所に建設されました。そのため通学に大変苦労しています。土田の開発区域に小・中併設校を新設していただきたい。</p>	<p>また、開発事業者による雨水流出抑制対策のほか、関係機関と連携した総合的な治水対策が図られるよう努めてまいります。</p> <p>② に関して、現在、下水道の計画区域には含まれておりませんが、下水道管理者と調整し、計画区域の見直しを検討してまいります。</p> <p>③ に関して、開発事業者と周辺環境に支障をきたさない企業の立地に向け、協議・調整を図っていく考えであります。</p> <p>④ に関して、開発にあたっては、法令で定められた緩衝緑地帯が配置されるよう進めてまいります。 また、製造業などの工場で工場立地法に基づき必要となる緑地等の面積率の緩和を検討する際は、住環境の影響にも配慮しつつ検討してまいります。 なお、公園に関しては、法令で定める基準に基づき、協議・調整してまいります。</p> <p>⑤ に関して、学校など文教施設を含め、今のところ、市が用地を取得して公共施設をつくる計画はありません。</p>
---	---

	<p>老人ホーム、保育園等も必要になってくると思います。今回公共用地を確保することは清須市の将来に大いに役立つと思います。</p> <p>⑥ 土地所有者のみでなく地域住民に説明会を開催していただきたい。多くの住民は知らされていませんが今後影響を受けると思います。</p>	<p>⑥に関して、開発事業者の計画提案について、土地所有者の同意が概ね得られた段階で、周辺住民、関係者と協議が進められるよう検討してまいります。</p>
4	現状のまま保存せよ。開発反対。	<p>平成 30 年度に土田・上条地区の地権者から、営農の継続が困難となり、新たな土地利用が図られるよう、農業振興地域農用地を除外し、先進技術産業の誘致等により、雇用の促進及び税収の増加など地域の発展を希望する内容の請願書が議会へ提出され、採択されました。</p> <p>また、新たな土地利用を検討するため地権者有志によるまちづくり協議会が立ち上げられ、議論が進められております。</p> <p>これらを踏まえ、土田・上条地区の一団の開発が可能となるよう、計画対象地区として位置付けております。</p>

(6) 第 6 章 基本方針及び地区別ビジョン

番号	意見	意見に対する市の対応

(7) 第 7 章 推進方策について

番号	意見	意見に対する市の対応
1	シルバー世代の働ける場所の確保。	<p>雇用に関する支援として、地元新規雇用を支援する助成制度の創設について、実施を含め検討してまいります。</p> <p>また、地元新規雇用では、働きたいと願う高齢者の雇用機会にもつながるよう検討してまいります。</p>

(8) その他全般

番号	意見	意見に対する市の対応
1	<p>&lt;開発用地の取得の遅れについて&gt;</p> <p>1. 取得農用地の一括替地要望が強い。600坪のまとまった農地（田）は無い。</p> <p>2. 雨水貯留施設設置に対する進出企業の負担が大きい。提案書にあるように整備に対する助成はもちろんのこと、白弓・郷ヶ島・鳥出地区の鳥出地区に、国土交通省、愛知県による「水場川遊水池」の設置が進められています。（用地買収90%済、設置完了5～6年後）遊水池面積約 10,000 m<sup>2</sup>と広大であ</p>	<p>1に関して、開発に伴う替地農地を要望される地権者のご意向を踏まえ、調整されることが望ましいと考えられます。</p> <p>2に関して、水場川遊水池は、河川管理者が設置するもので、主な目的は、水場川が増水し氾濫の危険性が生じた際に河川の水位を低下させるものであることから、企業立地の際に、開発に伴う雨水流抑制対策は、別途必要となります。</p>

	<p>り、これを有効利用して進出企業の負担軽減は出来ないか。</p> <p>3. 水場川の遊水池の有効利用について、春日鳥出地区に、国交省、愛知県により設置計画されている遊水池（約10,000 m<sup>2</sup>）について、用地買収もほとんど終了し、5～6年後に完成と言われています。</p> <p>そこで有効利用として、遊水池上部に「広域防災ヘリポート」を設置願えないか。災害時の救助ヘリ、火災時の消防ヘリ、交通事故時のドクターヘリの発着場として人命救助の一助に出来ないか。遊水池の工事は今後始まる所であり、清須と愛知県と協議してもらえないか。</p>	<p>3に関して、愛知県が実施する水場川河川改修事業により整備される遊水池の有効利用として遊水池上部を利用することについては、市と愛知県で協議を進めております。</p>
2	<p>&lt;農用地の開発について&gt;</p> <p>① 大型企業進出予定地（白弓・鳥出・郷ヶ島）内で、農家（地権者）と農家で農地の売買が行われている。（農業委員会へ届出済みか？）知る限りでは、取得農地は3年間は転売は不可と聞いている。進出企業は1年以内で土地利用を完了したいとしている。このままだと開発は頓挫する。</p> <p>② 農地取得は農家しか出来ないと聞いています。つまり農家資格がある必要と。ところが、最近資格が無い人が農地を買っているとの話が聞こえます。私の記憶では、農家資格者は「農業委員会委員選挙人名簿」により登録申請した人が農家要件資格者と思っていました。7～8年以前に農業委員の公選制から首長指名になり、この申請が行われておりません。どの様変わったのでしょうか？首長より選ばれた農業委員の知識が不足している様に思えます。どの様な基準で選ばれているか知りたい。</p>	<p>①に関して、農地の売買に関して、農地法に基づく許可が必要となります。</p> <p>また、農地法で営農目的により売買しているもので、すぐに転売することはできません。</p> <p>なお、一体的な開発が進められるよう法令を遵守し、土地取引について注視してまいります。</p> <p>②に関して、農地を農地として購入するには農家要件が必要であり、農業委員会の許可が必要であるため、農家要件が無い方は農地を購入することができません。</p> <p>農家要件資格者につきましては、農地法第3条の要件を満たしている者のことをいい（※ただし、農地取得後の農地面積の合計が2,000 m<sup>2</sup>以上であること）、農業委員会委員選挙人名簿への登録者ではありません。</p> <p>また、農業委員会委員選挙人名簿への登録申請は平成27年9月4日の法改正により、公選制から市長の任命制へ変わったことにより行われなくなりました。</p> <p>本市の任命制での農業委員選出は、個人推薦・団体推薦・自己推薦で候補者を募集し、農業委員会委員候補者選考委員会にて、農業委員としての適正や農業委員会の業務への従事などをもとに選考されます。</p>